

○公安委員会に対する苦情の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則（平成13年島根県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申出のあった苦情の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(苦情の受理及び報告)

第2条 公安委員会に対する苦情の申出は、警察本部及び警察署（交番その他の派出所及び駐在所を含む。）で受理するものとする。

2 苦情を受理した所属長は、苦情受理報告書（様式第1号）を作成し、警務部総務課を経由して、速やかに公安委員会に報告するものとする。

3 警務部総務課公安委員会補佐室（以下「補佐室」という。）は、各所属が受理した苦情のすべてについて整理に当たるものとする。

4 警務部総務課長は、補佐室が整理した苦情について、苦情処理票（様式第2号）を作成し、警務部監察課を経由して、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

(苦情の処理及び報告)

第3条 警務部監察課長は、本部長の指揮を受け、苦情の処理に必要な調査及び指示を行う。

2 前項の指示に基づき、調査下命のあった所属長（以下「関係所属長」という。）は、速やかに苦情の調査等を行い、次に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

- (1) 申出のあった苦情に係る事実関係の有無
- (2) 事実関係が確認できた場合には、職務執行の概要及び問題点の有無
- (3) 問題点のある職務執行については、その後講じた措置
- (4) 公安委員会が処理結果の通知を行うか否かを判断する場合に参考となる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会への報告が必要と認められる事項

3 本部長は、申出のあった苦情が適正に処理されたと認めるときは、その結果を苦情処理報告書（様式第3号）により公安委員会に報告するものとする。

4 本部長は、苦情の処理に相当の期間を要していると認める場合には、関係所属長に当該処理の状況を報告させ、これを公安委員会に報告するものとする。

(補佐室の事務)

第4条 規則第6条に基づく苦情の取扱いに関する事務は、補佐室で行う。

2 補佐室は、第2条第3項に規定する苦情の整理に当たるとともに、公安委員会の指示の下、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 苦情申出者への処理の結果の通知
- (2) 苦情申出者への処理の結果の通知を行わない旨の連絡
- (3) 前2号に掲げるもののほか、苦情の取扱いに関する事務

(苦情と相談の区分)

第5条 所属長は、受理した警察安全相談の中に、公安委員会に対する苦情に該当する申出があると認めるときは、苦情として受理するものとする。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、公安委員会に対して申出のあった苦情の取扱いに関し必要な細部事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日島根県警察訓令第20号抄）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式第1号〔略〕

様式第2号〔略〕

様式第3号〔略〕